

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良市長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

令和三年三月十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（デジタル撮影）
- 二 測量の地域 奈良市全域
- 三 測量の終了年月日 令和三年二月十七日